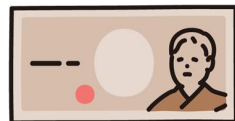


不足額給付 I の対象となる例

①令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した（退職等）



令和6年分推計所得税額 ￥20,000
(令和5年所得をもとに算出した税額)

令和6年分所得税額 ￥10,000
(確定申告等で決定した税額)

定額減税可能額 ￥30,000
(所得税分)

定額減税可能額 ￥30,000
(所得税分)

当初調整給付額 ￥10,000

本来給付されるべき給付額 ￥20,000



差額の1万円を給付金として支給

(端数は1万円単位で切り上げ)

②令和6年分所得税が新たに発生した（就職等）



令和6年分推計所得税額 ￥0
(令和5年所得をもとに算出した税額)

令和6年分所得税額 ￥20,000
(確定申告等で決定した税額)

定額減税可能額 ￥0
(所得税分)

定額減税可能額 ￥30,000
(所得税分)

当初調整給付額 ￥0

本来給付されるべき給付額 ￥10,000



差額の1万円を給付金として支給

(端数は1万円単位で切り上げ)

③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度住民税所得割額が減少した



令和6年度住民税所得割額 ￥10,000

令和6年度住民税所得割額 ￥5,000
(修正申告等で決定した税額)

定額減税可能額 ￥10,000
(住民税分)

定額減税可能額 ￥10,000
(住民税分)

当初調整給付額 ￥0

本来給付されるべき給付額 ￥10,000



差額の1万円を給付金として支給

(端数は1万円単位で切り上げ)

④こどもの出生等により、扶養親族が令和6年中に増加した



令和6年分推計所得税額 ￥40,000
(令和5年所得をもとに算出した税額)

令和6年分所得税額 ￥40,000
(確定申告等で決定した税額)

定額減税可能額 ￥60,000
(所得税分)

定額減税可能額 ￥90,000
(所得税分)

当初調整給付額 ￥20,000

本来給付されるべき給付額 ￥50,000



差額の3万円を給付金として支給

(端数は1万円単位で切り上げ)